

Smart Wallet Association

ID Authentication Working Group Concept Paper

ver 1.0

スマートウォレット協会
ID認証ワーキンググループ
コンセプトペーパー 1.0版



1 イントロダクション

本、コンセプトペーパーでは、スマホアプリに ID 認証機能が共通化されることによって、よりユーザーの利便性が向上されることや事業者側の業務負荷が軽減される事を目的とし、検討するものである。

例えば、韓国の SKPlanet 社が提供している“Syrup Wallet (以下、シロップとする)”サービスは、韓国国内約 130 社と約 630 のブランドが、提携しているポイント集約アプリです。2017 年 7 月時点で 1,200 万人がダウンロード、月間約 680 万回、利用されています。この“シロップ”は、新たなポイントプログラムへ参加する際の手続きが非常に簡便で、アプリに毎回、個人情報を入力する必要がありません。

これは、民間企業である NICE 社が提供する ID 認証システムが、アプリのバックグラウンドで稼働しており、提携先企業に利用者の認証情報が送られます。

提携先企業は、この認証情報を利用する事により、ユーザーから直接、情報を入力してもらう事無く、サービスを提供する事が可能となります。このように、世界では様々な手法で ID 認証サービスが提供されています。

しかしながら、日本では“シロップ”のようなサービスの実現が困難な状況であると言えます。

スマートウォレット協会では、共通 ID 仕様の策定について、以下のような課題に対する検討を行って参ります。『共通 ID とは本人認証を行って利用者がウォレットに登録した ID で、個人認証やサービスの申し込み、アプリの登録、ポイント付与などのサービスをウォレット上で連携する際に活用されるものです。』

2 セキュリティに関する問題提起

- ① 店舗もしくはサービス提供者（企業）側が保持する個人情報の漏洩および関連法規の抵触。システムに保管・格納されている機密情報や個人情報が持ち出され、流出するリスクがある。企業の信用が失墜するだけでなく、競合企業へ技術情報が漏洩した場合は、マーケット上でのポジションを失う事態にもなりかねない。
- ② ID 自体が個人情報保護法上の規制を受ける。その情報単体では個人情報ではないものの、他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別できるものが個人関連情報といい、ID も個人関連情報に該当すると思われる。したがって、改正個人情報保護法では ID も規制（本人の同意等）を受ける。
- ③ 成りすまし等による不正利用。パスワードの漏洩などによって、本人ではないものによる不正利用が行われる可能性がある。
- ④ データ改ざんなどによる損害。データ改ざんにより、ポイントなどが消されてしまう。認証が不可能になるなどのリスクがある。さらに、システムログなどの改ざんにより、不正利用の証跡を消されてしまう恐れもある。
- ⑤ ウィルスなどにより二度と復旧できないようにシステムを破壊させられてしまう恐れがある。

3 経済合理性 (IDを連携する事による経済合理性)

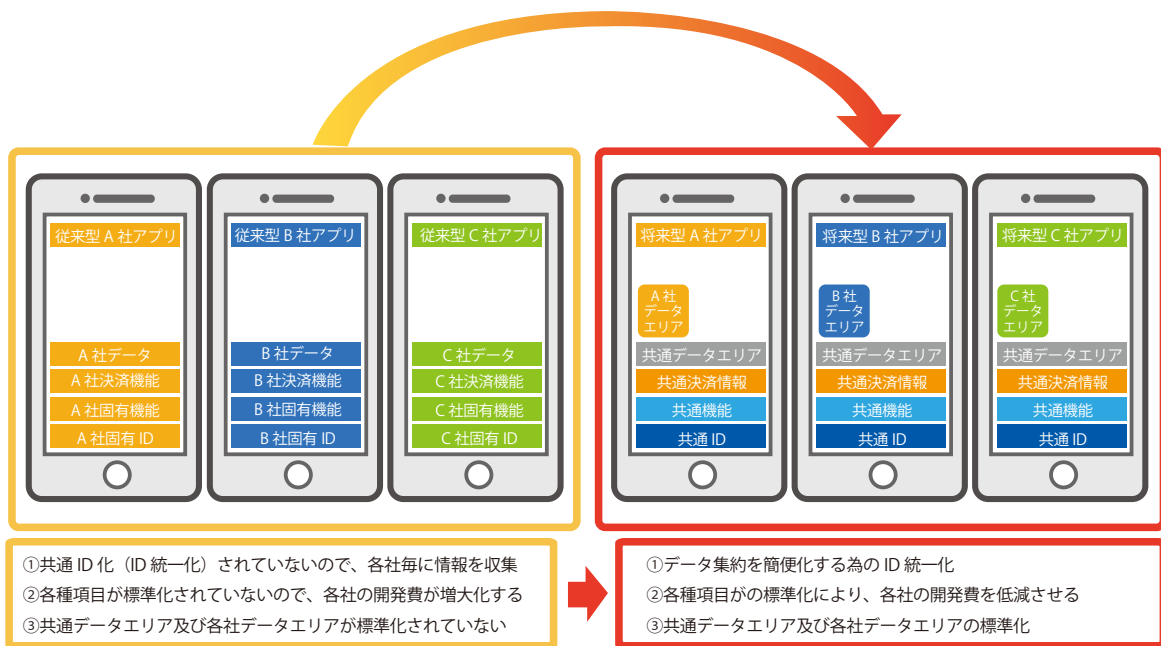
- ①各企業が、個々のアプリを開発し、独自の ID を運営しているが、他社の ID との横連携がないので、受け入れ側も業務負荷が大きい。共通 ID を連携する事により ID の管理負担が軽減される。
 - (ア) 個人情報を持たない事による管理運営費削減：
例えば OpenID の利用
 - (イ) マーケティングメリット：自社で個人情報を保有しなくてよいので、コスト削減の効果が見込める。
 - (ウ) セキュリティが担保される。例えば、FIDO の利用
- ②相互運用性を確保する事により、システム間連携を容易に実行する事が出来、結果的に開発費負担が軽減され、ユーザビリティに優れた新たなサービスが生み出される可能性がある。

4 運用・操作性

- ①サービス提供者それぞれで ID が異なるため、UI や取引フローが個別のものとなり、店舗のオペレーションが煩雑化して顧客対応に時間が係る。
- ②データ項目が標準化されていないため、データ活用やサービス関連系が難しい
- ③セルフレジ利用時に KYC (Know Your Customer: 本人確認) を活用した ID の採用により、万引き等の犯罪抑止力となり得る。

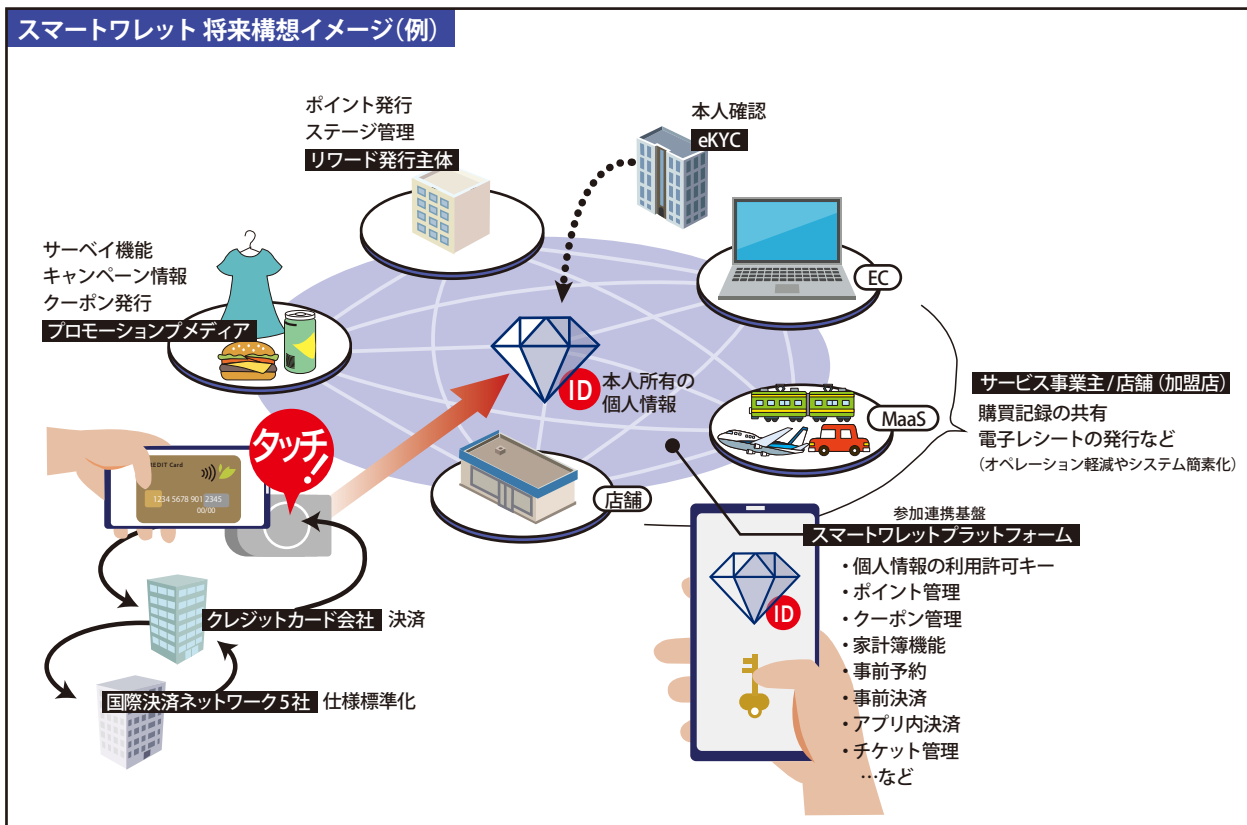
5 共通 ID の検討課題

- ① 店舗毎に個人情報の登録をすることが面倒
- ② 共通で利用できる ID が存在しないため、アプリを提供する企業各社は、個別に個人情報を要求せざるを得ない。
- ③ 共通エリアと個別エリアが存在しない
- ④ 個人情報に関するデータ項目が標準化されていない



6 協会活動方針

- ① 個人情報及び各種法規制に関するガイドラインの策定
- ② 各種データを集約するための ID を標準化（共通化）
- ③ 共通エリアと個別エリアの仕様策定
- ④ 属性情報などデータ項目の標準化（共通化）



7

結論

共通 ID 仕様を策定する事により、ハードウェアベンダ、アプリ開発ベンダ、POS ベンダの負荷が下がり、より廉価版のポイントサービスなどを小売事業者を提供出来る事や消費者の利便性向上にも繋がり、小売事業者においては売上増も期待出来る

